

大泉町地方就職支援金支給要項

大泉町地方就職支援金の支給目的、内容、支給手続等は、次のとおりです。

1 支給目的

東京圏（条件不利地域を除きます。）の大学を卒業した学生の本町への移住を伴う群馬県内への就職を支援するため、地方就職支援金を支給することにより、卒業時のU I Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とします。

2 内容

支給対象者	<p>次の1から4のいずれにも該当する者とします。</p> <p>1 移住元について 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。 (1) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除きます。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とします。 (2) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除きます。）に継続して在住していること。</p> <p>2 移住先について 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。 (1) 本町に移住したこと。ただし、就職活動等に係る交通費については、申請時点で移住していなくても、群馬県内に所在する企業等に就職することが内定している場合は対象とします。 (2) 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。 (3) 申請日から5年以上継続して本町に居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、卒業後に群馬県内に所在する企業等に就職し、本町に移住する意思を有していること。 (4) 交付金の交付決定がされた後であって、県において地方就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。</p> <p>3 地域の担い手について 次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。</p>
-------	--

(1) 就業先に関する要件

ア 勤務地が群馬県内に所在する企業等に、1(1)の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 大泉町を除く官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除きます。）ではないこと。

(2) 就業条件等に関する要件

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

イ 本町からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

4 その他の要件について

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）でないこと。

(2) 暴力団員（同法に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないこと。

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

(9) 日本人である、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(10) その他群馬県知事及び町長が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

	<p>※ 「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいいます。</p> <p>※ 「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法又は小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除きます。）をいいます。</p>
支給金額	<p>就職活動等に係る交通費及び移住に係る移転費としてそれぞれ一人1回を限度として次のとおり支給します。</p> <p>1 就職活動等に係る交通費について</p> <p>(1) 就職活動の実施場所が群馬県内の場合 6,000円</p> <p>(2) 就職活動の実施場所が群馬県外の場合 自己負担額の1/2以内（支給上限6,000円。また、支給金額に、100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てとします。ただし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てとします。）</p> <p>(3) 就業先企業が交通費の一部を支給している場合 12,000円から企業負担額を差し引いた額の1/2以内（支給金額に、100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てとします。ただし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てとします。）</p> <p>2 移住に係る移転費について</p> <p>移転に要した実費の金額（支給上限66,000円。ただし、就職先の企業から移転費用に対する補助が支給される場合には、原則として移転費補助の対象外とします。また、実費での支給金額のうち、1,000円未満の端数が生じた場合は1,000円未満切り捨てとします。なお、移転費補助の対象は運送費用とする。運送費用とは、引越し業者が提供する運送業務に関連する費用又はそれに準じる費用とし、明細等で確認するものとします。）</p>

3 支給手続

申請方法	<p>大泉町地方就職支援金支給申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。</p> <p>1 就職活動等に係る交通費について</p> <p>(1) 預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び口座名義人の氏名が分かるものに限ります。）</p> <p>(2) 内定証明書（様式第2号）又は大泉町地方就職支援金支給に係る就業証明書（様式第3号）</p> <p>(3) 在学証明書（卒業学年である確認がとれるものに限ります。）又は卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のものに限ります。）</p> <p>(4) 交通費の領収書</p>
------	---

	<p>(5) 移住元での在住地を確認することができる書類</p> <p>(6) その他、支給要件に該当することを証明することができる書類</p> <p>2 移住にかかる移転費について</p> <p>(1) 預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び口座名義人の氏名が分かるものに限ります。）</p> <p>(2) 就業先企業による証明書</p> <p>(3) 卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のものに限ります。）</p> <p>(4) 移住にかかる移転費の領収書及び明細がわかるもの</p> <p>(5) 移住元の在住地を確認できる資料</p> <p>(6) その他、支給要件に該当することを証明することができる書類</p> <p>※ 申請に当たり、必要に応じて申請者本人の写真付身分証明書の提示を求めることがあります。</p> <p>※ 郵送で提出する場合は、写真付身分証明書の写しを同封してください。</p>
<p>支給決定の時期等</p>	<p>支給対象者の要件に該当すると認めるときは、大泉町地方就職支援金の支給決定通知書（様式第4号）で通知し、地方就職支援金を支給します。</p>
<p>報告及び立入調査</p>	<p>大泉町は、必要があると認めるときは、大泉町地方就職支援金に関する報告及び立入検査を実施します。</p>
<p>支援金の返還</p>	<p>地方就職支援金の支給を受けた者が次の要件に該当する場合は、地方就職支援金の返還を請求するものとします。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、町長が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>1 地方就職支援金の全額の返還を求める場合</p> <p>(1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合</p> <p>(2) 申請の日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合</p> <p>(3) 申請の日から1年以内に本町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除きます。）</p> <p>(4) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除きます。）</p> <p>(5) 本町への転入日から3年未満の期間内に本町から転出した場合（ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とします。）</p>

	2 地方就職支援金の半額の返還を求める場合 本町への転入日から3年以上5年以内に本町から転出した場合 (ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者 については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のい ずれか遅い日を起算日とします。)
--	---

4 各種様式

申請書等 の様式	1 大泉町地方就職支援金支給申請書 (様式第1号) 2 内定証明書 (様式第2号) 3 大泉町地方就職支援金支給に係る就業証明書 (様式第3号) 4 大泉町地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の支給決 定通知書 (様式第4号)
-------------	---

5 事業期間

期間	令和8年1月28日から令和10年3月31日まで
----	-------------------------

6 担当部署

大泉町企画戦略課	電話 0276 (63) 3111
----------	-------------------